



監督署からのお知らせ (2022年9月)

石巻労働基準監督署

令和4年9月12日

全国労働衛生週間スローガン ＜あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場＞

《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

令和3年の労働災害発生状況（赤字は newです。）

< 令和4年 労働災害発生状況（令和4年8月末時点）>

項目 業種	令和3年確定値		令和3年1~8月		令和4年1~8月		3年と4年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡
全業種	462	3	281	1	386	0	105	37.4%
製造業	125	1	79	1	118	0	39	49.4%
うち食料品製造業	79	1	53	1	51	0	-2	-3.8%
うち水産食料品	68	1	44	1	44	0	0	0.0%
建設業	79	0	52	0	29	0	-23	-44.2%
土木工事業	37	0	27	0	14	0	-13	-48.1%
建築工事業	33	0	19	0	6	0	-13	-68.4%
その他の建設業	9	0	6	0	9	0	3	50.0%
陸上貨物運送事業	28	2	20	0	24	0	4	20.0%
商業	69	0	44	0	27	0	-17	-38.6%
うち小売業	51	0	33	0	22	0	-11	-33.3%
保健衛生業	56	0	19	0	147	0	128	673.7%
うち社会福祉施設	31	0	15	0	94	0	79	526.7%
上記以外の業種	105	0	67	0	41	0	-26	-38.8%

再び新型コロナウイルス感染症への感染が急増し、全業種で37.4%の大幅増加となりました。コロナ感染は保健衛生業だけでなく、製造業でも急増しており、すべての業種において十分な注意と対策が必要です。

墜落・転落、はざまれ・巻き込まれなどの事故防止に加えて、コロナ感染予防など職場環境改善・向上と働く方の健康確保のため、引き続き強力な対策をお願いします。

また、令和3年の全業種と水産食料品製造業の災害発生状況（簡略版）をホームページに掲載しましたので、今後の労働災害防止にご活用ください（右上のQRコードからも見ることができます。）。



Safework 向上宣言

令和3年労働災害
(全業種 簡略版)令和3年労働災害
(水産食料品製造業)労働災害統計
※石巻署分も掲載

《 「全国労働衛生週間」に作業環境と働く方の健康の維持・向上に取り組みましょう！ 》

先月もお伝えしましたが、10/1~10/7は「全国労働衛生週間」です。本年のスローガンは、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」です。心身ともに良い状態で働くことができる時には、緊張感の中にも自然と笑みと活気が湧いてくるものです。しかしながら、石巻署管内における定期健康診断における有所見率をみると、全国く宮城県全域く石巻署管内であり、働く方の健康確保は企業だけでなく、ご家庭、地域にとっても改善すべき大きな課題となっています。

石巻署管内
定期健診結果全国労働衛生週間
宮城労働局ページ

改善のためには、職場全体と働く方一人ひとりが作業環境と健康に注意し、適切に対応することが重要です。そのステップとして、「全国労働衛生週間」中に自社に合った取組をお願いします。

【週間に実施していただきたい事項】 ◆経営トップの職場巡視 ◆労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示（「Safework 向上宣言」登録もお願いします。） ◆優良職場、功績者などの表彰 ◆有害物漏えい事故など緊急時を想定した訓練 ◆労働衛生に関する研修会、意識高揚のための行事

《 10/1 から宮城県最低賃金が時間額 883 円となります！ 》

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **883 円**

令和4年10月1日から！
(9月30日までは時間額853円)

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

(注) 特定最低賃金は、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」の3業種です。

宮城県最低賃金は県内で事業を営む使用者とそこで働くすべての方（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されるものです。

10月1日からは、これまでの853円から30円アップして、883円に改定されます。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等、時間外・休日・深夜手当は最低賃金に含まれませんので、最低賃金を下回っていないかの確認時はご注意ください。

また、特定の業種（注）には、宮城県最低賃金とは別の特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されますので、こちらもご留意願います。

9月から制度が更に充実した「業務改善助成金」の活用もご検討ください。



業務改善助成金



チェックマン

《 職場における新型コロナウイルス感染症の感染予防、死傷病報告、労災請求について 》

新型コロナウイルス感染症については、第7波の高止まり状況の中、第8波発生のおそれもあり、依然として予断を許さない状況です。引き続き、職場における徹底した感染予防をお願いします。

また、就業中に感染・発症し、休業した場合の労働者死傷病報告の提出も忘れずにお願いします。

加えて、業務によって感染した場合には、
労災保険給付（療養補償、休業補償、遺族
補償）の対象となります。

まずは監督署にご相談ください。



感染拡大防止
チェックリスト



労働者死傷病報告
提出について



業務による感染時
労災保険給付

《 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を上手に活用しましょう 》



令和4年もあと約3か月です。4月を年度開始とすると約半分が過ぎました。

「使用者の時季指定による年5日の年次有給休暇の付与」は順調でしょうか？
基準日（付与日）から半年程度経過し、5日以上の請求または取得をしていない労働者がいる場合には、「個人ごとの取得計画表を作成し、予定を明らかにすることで、取得を調整しやすくする」、「使用者から働きかけを行い、本人の意向を尊重した上で時季指定を行う」などの取組をお願いします。

また、計画的な事業運営と長期休暇の実現や休暇取得の確実性向上のための「計画的付与」（労使協定が必要）、多様なニーズに



年次有給休暇
取得促進特設サイト

対応可能となる「時間単位の年次有給休暇」（労使協定が必要）についても、採用をご検討ください。お問合せは監督署の労働条件担当まで。

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。)

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます（9:00~16:00）。
(気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階 (ハローワーク気仙沼と同じ建物))

宮城労働局
石巻署ページ



宮城労働局
メールマガジン



電話：0226-25-6921